

平成21年度 第2回奈良県自立支援協議会 全体会 議事録

日時:平成22年3月30日(火)

9:30~12:00

場所:中小企業会館 中会議室

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題等
 - ① 奈良県自立支援協議会の活動報告と方針
 - ② 県自立支援協議会各部会・ワーキング会議からの年間活動報告と今後の取組課題
 - ③ 圏域代表・圏域マネージャーからの年間活動報告と今後の取組課題
 - ④ 新たな地域課題に対する取組について
 - ⑤ 県自立支援協議会の機能強化について
 - ⑥ その他意見交換
4. 閉会

古市障害福祉課長 挨拶

政権も交代して障害者を取り巻く環境はかなり変わってきたが、基本になる障害のある人の自己決定、自己選択、ケアマネジメント、相談支援体制の重要性は増すばかりだと思っています。協議会の役割もさらに重要になり、皆様のご活躍を期待しています。

県においては21年度、障害のある方、事業所、職員のアンケートによる実態調査を行い、それを踏まえ、障害者長期計画2005の後期計画と、障害福祉計画の二期計画を合体して、新たに、奈良県障害者計画として策定することとしており、近々完成するところです。

障害者計画の特徴は、基本的な理念として、障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現と、誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあう地域社会の実現を掲げ、取り組むこととします。具体的な施策や具体的な取り組みについては、当協議会や施策推進協議会、当事者団体、関係者のご協力を得ながら、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

22年度予算化済の具体的な事業をご紹介しますと、「障害者トータルサポート体制構築事業」があります。資料はお配りしていないが、従来の障害者の相談支援は、当事者の成長に応じて、中心的な役割を担う機関が変化します。たとえば出生から乳幼児期は医療機関、学齢期は幼稚園保育園そして特別支援学校が教育を行う、青年期高齢期については福祉サービスなど。それぞれのライフステージに応じて一貫したサポート体制がとれていない、支援が途切れる可能性がある、といった懸念があります。当事者と家族はその都度、障害の特性やこれまでの支援に関する経験を次の機関にお伝えする必要があるが、正確に伝えられるかどうか、また支援内容に一貫性をもてるか否か課題があるのではないかと認識しており、障害のある方がそれぞれのライフステージに応じて医療、教育、福祉の一貫した支援サービスが受けられるようにということで、総合的な支援として、「トータルサポート」体制、仕組みづくりを検討していきたいと考えています。そのためには、地域での自立支援協議会の活動、相談支援事業所の活動内容を把握した上で取り組んでいかないといけない。今後ますますみなさまのご協力をお願いします。

今度の計画は、今までよりもさらに、障害種別ごとに取り組んでいくべきことや、かなり積極的な取り組みを掲載するなど、きめ細かくなっています。今後ますますみなさまのご協力を得ながら、進めていきたいと考えています。

事務局 林課長補佐

資料確認

本日、廣瀬会長が急遽欠席となり、本日の協議会の進行は、自立支援協議会設置要綱第4条第2項によ

り、会長が代理として指名された渡辺委員にお願いします。

渡辺委員

本日の欠席は、廣瀬会長、小西委員、大野委員、大前委員。尾崎委員は遅れるとのこと。13名の委員の出席で協議会を行います。

今年度新しく加わっていただいた大久保委員と田ノ岡委員に自己紹介をお願いします。

大久保委員

本年度から委員になりました、セルフ協から参りました。施設は大和高原太陽の家、旧入所授産、現在は施設入所と生活介護、セルフ太陽こちらは就労継続Bと就労移行、いずれも施設長を務めています、大久保です。よろしくお願いします。

田ノ岡委員

本年度から委員になりました、十津川にあります入所更生施設こだまの里施設長を務めています。よろしくをお願いします。

渡辺委員

ありがとうございます。

早速議題に入ります。質疑応答の時間は後にまとめて設けてありますので、よろしくお願いします。

1つめの議題、奈良県自立支援協議会の活動報告と方針ということで、私より報告します。

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」1～2ページの読み上げ)

補足しますが、市町村レベルで積み重ねてやっていけるところと、それでは足りないところ。どこもやらなきゃいけないとわかっているけど、最初の一步が踏み出せないというような課題については、県レベルで力を集中して、拠点的に一点突破していくような取り組みが必要だと思います。その意味で県の自立支援協議会の位置と役割の一面があると思います。

4.運営の機能向上、この部分については、後ほど「県自立支援協議会の機能強化について」の議題が当たっているので、そちらで論議したいと思います。

続いて、「県自立支援協議会各分会・ワーキング会議からの年間活動報告と今後の取組課題」について、各担当よりご報告いただきます。

最初は療育教育部会、小西委員の代理で喜多委員、お願いします。

喜多委員

療育教育部会について、小西委員の代理でご報告させていただきます。

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」4ページ)

部会は、今年度は3月に今年度の総括として開催しました。当初から目標であった各福祉圏域に療育センター機能があるところ、それに伴う総合相談支援センター機能を持てるような環境整備を行う。また各福祉圏域における県立医療機関が障害者医療センター機能を持てる環境整備。その一環として、サポートブックワーキンググループ、これも下地になっていく部分ということで1年間活動してきました。医療センター機能構築では、まだ手がける段階には至りませんでした。来年度以降の体制についてはその充実を図っていきたくて考えています。

具体的な展開としては次のページ(5ページ)を見ていただきますと、発達障害サポートブックワーキンググループを今年度1年かけて開催しました。メンバー構成はご覧のとおりです。

取組内容は、県事業として実施された、五條市と橿原市で作成したサポートブックが題材になっており、

それを元に県全体が使えるスタンダードモデルを作成して今後市町村に活用していただくことを当時は予定していました。

協議を重ねた結果、これまでのサポートブックが完成度の高いツールになっているということで、このワーキングでは成人期の発達障害に特化した支援ブックの作成を手がけてきました。現在も積み残しがあり、作業中です。

当初は今年度中にこのサポートブックを作成して、来年度は周知をする予定でしたが、予定どおり作業が進まず、少し残っている部分と新たに課題としての部分がありますので、引き続き22年度以降に作成、仕上げるということで進めたいと考えています。このワーキングは完成した時点で解消ということで進めたいと考えています。

渡辺委員

ありがとうございました。では就労教育部会、在職障害者の権利擁護に関するワーキングチーム、小島委員をお願いします。

小島委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」6ページ)

ワーキング会議におきましては3回開催しました。まず現状で各機関がどのような役割をしているのか、どのような在職者の支援をしているのかを把握しまして、今度は新たな取り組みとして何ができるのか、最後に今後新たなこういう制度があれば防げるものないだろうかと検討してきました。7～8ページにまとめました。

これからの取り組み(現在も始めておりますが)、ハローワークと就業センターで定期的な在職住み込み障害者の働くところを訪問する、身体的更生相談所では再判定の際に、生活実態、金銭管理面の実態把握を行う、このような取り組みを今後行っていきたい。

それから一番の課題になっている、通帳をやむを得ず事業主が預かっている、企業のほうが世代が変わったり、景気が悪くなったりというときに問題が出てきますので、この通帳管理について第三者が管理できないかと検討してきたが、それは難しく、現在ある地域福祉権利擁護事業を活用して、公的な制度という形で活用できないかと、県に提案しており、現在予算要求中と聞いています。

部会は1回開催して、実習受け入れ先の拡大について検討を行っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございました。では続いて生活部会と重症心身障害児・者の地域生活支援を考えるワーキングチームについて、私から報告します。

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」9ページ)

生活部会は、重心のワーキングチーム、精神障害者班、施設入所者の地域移行の検討、3つのグループがあります。部会としては活動できなかったが、他の部会に関わらないのは全部生活部会ということになるので、かなり広範にわたっているのも、とりまとめと方向付けは必要と思います。

では次のページ(10ページ)重症心身障害児・者の地域生活支援を考えるワーキングチーム、皆さんご存知のように重症心身障害児の暮らせない、通えない、通う場所もない、家で抱え込んで倒れる寸前、このあと奈良養護、明日香養護の中にどんどん人が生きる希望を無くしそうな現状の中に生きている、そういう状況をなんとかしないといけないということで、直接かかわっている事業所、実際に医療的ケアがあって、制度の枠組みがあって関わりにくい人たちがいて、でも見捨てておけないということで、実際に関わっている人に集まってもらって、ワーキングをしました。

3月24日に提言、今後の行動指針を論議して、まとめて1年分の活動につなげていくということで考えています。東和圏域(磯城郡)、奈良市については、実際に関わっている人たちでグループができそうだし、実

際どうしていくのかを考えていく、そういうグループができないものかという話を来年度の活動に繋げていこうと考えています。

あと、県障害福祉課療育係で、重心施設をつないで医療福祉教育を超えたネットワークづくりを来年度始めるといった話がある場であったので、医療的支援の最終拠点になりそうな、そういうところと連携しながら、こちらは地域支援の、在宅の暮らしの支援に焦点を当てながら、来年度も進めていくと思います。以上です。

では精神障害者施策検討について、中舎委員、お願いします。

中舎委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」11～12ページ)

奈良圏域を全体、従来から精神障害者地域生活支援センターから移行してやってきた事業所の方に参加していただいて、開催してきました。21年度当初の取組課題は、住居を確保するための支援と暮らしを継続するための支援の課題を整理すること。支援のあり方を研究して、できれば居住サポート事業として、市町村にあるいは地域自立支援協議会に提案できればと考えてきました。

それで、昨年度末に居住サポート事業の視察や講義を受けて、奈良県での実施の可能性について検討してきました。居住サポート事業の実施について、夜間の緊急体制の必要性について簡単なアンケート調査を、各支援機関に対し行いました。大阪府の公営住宅を使用したグループホームの立ち上げの経験を聞いたり、県における公営住宅の現状について確認しました。

その結果として、生活実態が各圏域で異なるので、サポートセンターという箱物づくりをするよりは、支援センターがケースによって、今現在も行っている居住支援や夜間電話相談を拡げて、居住サポート事業を行うといった形が、支援者との関係性から、精神障害をもった方にとっては使いやすいと考えました。また現在の行政としては、経済的にも実施可能な予算を組めるのではないかと考えました。

また2番目として、住居を確保して暮らしを継続するための支援として、家主が安心して貸してくれるための支援が必要なのですが、現在ある安心賃貸の制度では、登録されている住居の家賃が非常に高額であり、債務保証も非常に高く、生活保護あるいは年金中心の精神障害者にとっては、現実として使いにくいことがあります。この問題を危機対応も含めどうするか、①に挙げたような仕組みづくりが必要になるわけです。

精神障害者を対象とするグループホームを増やすために、公営住宅の使用が重要になってくるのですが、国の通知では使用可能となっても、空いてる部屋の確保、改修費負担、家賃も周りの住宅に合わせる、消防法の適用の問題など、まだまだ壁は厚い状態です。精神障害者当事者の立場からは、低額な家賃で入居できる公営住宅というものを、単身入居者の優先枠として、募集要件に設定されることがまず大事であろうと考えました。

居住サポート事業が進んでいる府県・市では、住宅課と障害福祉課が連携して取り組んでいる。県では、住生活の基本計画には先に述べたようなことが記述されているが、現実には、全然動いていないし、連携もされていない状況です。

このあたりの改善を求めながら、来年度も引き続きやっていきたいと思っています。その具体的な展開としましては、公営住宅における単身入居の優先枠拡大と、グループホームの立ち上げ、住宅課との連携も必要と思いますし、夜間電話相談の実施によって、居住支援の緊急支援のあり方を研究していきたいと考えています。以上です。

渡辺委員

居住の問題は、差別が露骨に出てくるところで、地域の末端からコツコツ積み上げて解決できるものではない。特に精神障害者の場合は報道とかで即反応するので、束になってかかるというか、上から作っていないと、うまくいかないところだと思います。この精神障害者施策検討で積み重ねられてきたこと、最終的には県行政と当事者を支える支援を支える仕組み、当事者のニーズをどう目に見える形で纏めて、荒っ

ぼい言い方ですが、上から力押しで作っていかないといけないのではないかと思います。県レベルでの活動が不可欠、そこからしか始まらない事業ということで、今後とも(ご報告いただいた内容で)継続していただければよいと思っています。

それでは触法障害者ワーキングチームについて、村山委員、お願いします。

村山委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」13ページ)

21年度取組課題、「地域定着支援センター」とは、矯正施設から出られた方々で、行く先のない方、障害のある方や高齢の方を受けて相談に応じ、地域移行を支援するセンターで、県における早期の設置に向け検討を行うことでした。でも実際には会議が1回しか会議できず、現在膠着状態ですが、今日、この会議の後に委員の方に集まっていたいで第2回の会議を開催の予定です。

22年度以降の取組としては、保護観察所や、県には矯正施設が少年院と少年刑務所がありますので、連携を図って、障害福祉として取り組むべき課題を協議していくとともに、毎月出所される人たちのケースに対処することで、実績を積み重ねて、地域定着支援センターの早期設置を提案していくのが取組課題で、具体的には他府県からの受け入れの依頼や、少年刑務所や保護観察所からの個別ケースの対応へのケア会議・ワーキングチームの人たちにも参加してもらって、定期的な会議を開催して、早急に県に予算化していただくことを求めていきたいと思っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では児童福祉施設からの地域移行について、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」14ページ)

これはプロジェクトチームという形はとっておりません。

現在は養護学校の先生、奈良連(なじれん)加盟の児童施設の職員を中心に、自立支援ネットワーク会議を3月9日に開催されまして、それを次年度も継続して取り組むということになっています。どうしても教育の立場と、生活を見ている児童施設の立場と、どのように福祉を活用してやっていくのかということが問題となってくるので、取組課題のところにあるように、どこの施設の入所者にも適切な支援が行えるような、連携のスタンダードとか支援のあり方などを会議の中で明らかにしていけたらと思っています。

私も今後、会議での発言であるとか、準備段階から積極的に関わっていきたくて考えています。以上です。

渡辺委員

このチームは児童施設からの地域移行となっていますが、GHで受け入れるとか、あるいは就職先を探して、継続的な支援をしていく、チームを作って支援していくということになるのですが、中身の見直しも含めて、かなり深い突っ込んだ連携がないと上手くいかなかった経験から作られた繋がりで。ほか、精神のチーム、大人の地域移行のチームも繋がって、県下の施設入所者の地域移行が全体的に1桁違うような規模で進めていけるような力になればと思っています。

では続いて人材育成部会を山岡委員よりお願いします。

山岡委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」15ページ)

21年度当初の取組課題として、相談支援に関する研修の体系化、県として求める人材の明確化、地域での人材育成、またサービス管理責任者現任研修と、障害程度区分認定調査員と審査会委員の合同研

修を実施できないかということを検討してきました。結果的に、サービス管理責任者現任研修と、認定調査員と審査会委員の合同研修は実施できませんでした。

21年度を取組内容は、相談支援の初任者研修と現任研修について、県全体としての人材育成戦略を明確にしなが、それぞれの研修で求める人材を明らかにして、研修内容・カリキュラムを検討してきました。

22年度以降を取組課題としましては、重層的な人材育成に向けた研修の実施、今まで人材育成部会では相談支援を中心に検討してきましたが、広い意味での人材育成の養成、例えば行動障害児・者、重度心身障害児・者等への支援者養成等のニーズが出てきましたので、取り組まなければならないと思っています。

具体的な展開としては、研修を受けられた方に企画段階から関わってもらって、自分たちが必要としている人材を、自分たちの手で作っていくことができないか考えています。また人材を広く育成していくことが求められていますので、その点についても、何らかの展開をみせていけたらと思っています。以上です。

渡辺委員

障害者自立支援法へ移行になって、法律に研修の実施・受講が定められたが、これについてはいい面も、悪い面もあります。人材育成、それぞれの研修を開催するために使う労力と、そこに投入する人材、私も今年は介護分野の研修に関わったんですが、かなり大きな力を必要としています。研修を受けた人が今度は自立してやっていくというときに、どういった仕組みがあればいいのか、日常業務を抱えながら、地域や県レベルの人材育成に協力するというのは、よほど理解のある事業所でないとなかなか動けないというところもありますので、良い方向性を探るのか引き続き課題になるのかなと思います。

では続いて議題3の、「圏域代表・圏域マネージャーからの年間活動報告と今後の取組課題」について、ご報告をお願いします。

最初に奈良圏域の報告を、小島委員、お願いします。

小島委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」16ページ)

奈良圏域の相談支援体制の整備の部分について、今年度におきましては、委託相談支援事業を強化していくということで、これら事業所と奈良市障害福祉課で事務局を作りました。こちらで運営委員会や地域の課題を整理する役割をしています。

相談支援部会におきましても、今までは専門部会の中に入っていましたが、これを単独の部会にしています。ここから地域課題を提出して、それを専門部会で検討して頂いたり、専門部会で挙げた内容を相談支援部会で検討していくこととしました。相談支援部会では毎回、各施設1～2事例、困難事例やケア会議を開催した事例を報告いただいて、地域課題を探したり、併せてケース検討も行い、相談支援員のスキルアップにも努めてきました。

後半は指定相談支援事業所の役割分担の検討も始めまして、1月に行ったスーパーバイズ研修においても、指定相談支援事業所の方にも出席頂いて、委託相談支援事業所と指定相談支援事業所と一緒に研修を行うことで、スーパーバイズできる人材を指定相談支援事業所からも求めていくといった取組を行っています。

22年度に向けた課題であります。現在、奈良市内には8カ所の委託相談支援事業所がありますが、ベテランクラスの人材を育成しても、法人の人事異動で変わってしまう実態がありますので、今後、奈良市とこのことについて検討していく必要があると思っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。それでは西和圏域について、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」17ページ)

相談支援事業所の相談員のスキルは上がる状況ですが、それだけでは駄目で、それを支えていく地域の事業所や市町村の関係等が充実していかないと、相談支援体制は整わないということに基づいて、21年度は取り組みをおこなってきました。

西和圏域では、どのエリアでも地域自立支援協議会の活性化を強く意識しておりまして、例えば大和郡山市であれば、西宮市の先進事例を見学しに行かれたり、運営委員会で課題の抽出方法についても検討を続けています。

西和7町でも、マニュアルはある、後援会は聞いた、研修も受講した、でも実際地域でやってみたら「なんか自分の着る服と違うな」ということを、実際やってみていく中で解ってきているので、地域にあった協議会を作っていきたいという思いを強く持っておられたようです。

私は相談支援のネットワークを作りましたし、各協議会でも事業所のネットワークができるようになってきましたので、次年度、次年度研修や部会の活動を通じて助言を行いながら、地域にあった自立支援協議会が作っていけるよう、手伝っていきたくと思っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では中和圏域について、山岡委員、お願いします。

山岡委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」18ページ)

圏域全体で3つの自立支援協議会があり、設置のない市町はありません。その活動には一定の評価はできますが、協議会の運営や地域課題の解決にまだまだ困難な部分があると感じており、協議会全体の機能強化が必要だと考えています。

相談支援は連絡協議会と研修会を開催しながら、地域課題の共有化やスキルアップ、情報交換等を行ってきました。一定の成果はあったと思うのですが、相談支援のケースが増え、自立支援協議会に対する役割も大きくなってきている一方、市町村からの委託費は変わらないことから、(業務の)再評価、相談支援事業所と指定障害福祉サービス事業所との関係づくりも必要でないかと思っています。

地域社会の結びつきが希薄になっている中で、持ち込まれる相談内容は困難な部分、発見が遅れ解決が難しくなって相談支援事業所や市町村行政に相談されるケースが増えていると思うので、できる限り早い段階で、相談支援事業所やサービス事業所が関わり、早期に解決できる仕組みづくりを協議会が中心となって、何らかの活動が必要でないかと考えています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では東和圏域を村山委員に。

村山委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」19～20ページ)

東和圏域では山間地の、特に山添村の資源開発に注力して取り組んできました。山添村は自立支援協議会が早期に発足して、大久保委員の事業所と、もう1つの事業所、あと社協と一緒に取り組んで自立支援協議会の核となって、「安心カード」(冷蔵庫の中に入れて、その家の人たちの既往歴等を書けるようにしたもの)を全戸に配布する、また全戸に対してアンケート調査の取り組みをされています。

山添村では相談支援事業所が二カ所あるので、お年寄りから障害者まで全てを一元化した形でサポートできていると思います。田ノ岡委員の事業所、同じく山間地同士で交流を続けていて、来年度も継続するという事になっています。

あともう一つ、年度当初は総合相談センターを桜井市に設置することになっていましたが、場所が使えず頓挫している状況です。市町村には地域自立支援協議会の核となっている相談支援事業所もありますが、実際には相談支援専門員はイッパイイッパイの状況になっていて、そこをサポートするのがセンター機能で

あると考えていますので、来年度も総合相談支援センターの設置に向けて働きかけていきたいと思っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では最後に南和圏域を喜多委員に。

喜多委員

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」21ページ)

年度当初に4つの達成目標を掲げました。1つめは療育支援ネットワークの構築及び社会資源の開発ということで、これは昨年度から療育発達支援コーディネーターを配置させていただいておりますので、そのコーディネーターの役割の周知及び理解・啓発を行い、効果的な活用方法にスポットを当てて取り組んできました。教育との連携は不可欠なので、各市町村の教育委員会をまわり、この周知啓発を行いました。さらに小学校等にも出向き、例えば自閉症や発達障害の啓発研修会開催や教職員の懇談会設置等活動を広めながら、山間地のフォローアップを中心に寮育コーディネーターとともに活動してきました。

2つめ3つめあたり、各地域自立支援協議会の運営強化ですが、設置済の協議会が2年を経過して形骸化しているところもありましたので、機能強化と委員の再構成を期に、改善のためどのような仕組みがよいかを、事務局と一緒に考えているといった状況です。山間では他の協議会が自立支援協議会を兼ねるといった形で設置している状況ですが、人口の少ない自治体がこういうものを動かすのは難しいと思っていますので、圏域単位で運営する仕組みが必要だと思っています。それと同時に相談支援を底上げしていくといったことも大切だと思いますので、今後の検討課題として、ほっと支援戦略プランである総合相談支援センターの設置、これと相談支援の委託を絡めて、整合性をとりながら複合的に相談支援を底上げする働きかけが必要だと思っています。

4つめ、平成22年度就業・生活支援センターの設置に向けた支援体制の整備で、支援センターが4月から運営されると聞いており、下地の部分である福祉事業所間の連携等、地域自立支援協議会内の就労支援部会の設置等で顔合わせを行いながら、どう連携(就労支援)を図るか、積み重ねを行ってきました。4月1日からの運営で、どうリンクしていくかの検討を進めているところです。

人材育成について、相談支援事業者の絶対数が不足していて、確保もままならない状況です。指定相談支援事業所を増やす、或いは人材を広く担保していく働きかけがまだまだ必要だと思っています。それに伴います研修、地域への啓発がまず必要でありますので、インフォーマルな勉強会等の立ち上げなどを中心に行ってきました。資料にもあります「家族の懇談会」を任意で設置して毎月開催を行っています。

特別支援教育の勉強会については、隣接されている大淀養護学校の先生方との情報交換、例えば発達検査の読み取りであるとか、発達障害児への支援の勉強会を行いました。徐々に人数が増え、支援者の人も10名近く集まる規模になりました。ホームヘルプで実際に支援されている人のスキルアップも検討を始めています。今後は事例検討も行っていくといった取り組みを行っています。

最後に、奈良県内におきましても地域間格差がありまして、中山間地域の社会資源開発に視点を向けると、既存の仕組みでは解決が困難なので、新たな考え方の導入であるとか、アイデアをふくらませて検討していくことが必要と考えています。以上です。

渡辺委員

圏域の活動報告を終わりました。ご質問ご意見ありましたらご発言をお願いします。

尾崎委員

昨年度に自民党から民主党への政権交代で、自立支援法は廃止する方向が決まり、国では1月から委員会が新たに組織され協議が行われているようですが、その内容は兎も角として、奈良県自立支援協議会は自立支援法に基づき設置されたわけですが、当協議会として、国に対し、自立支援法の問題点や改善要望を出すという方向性はあるのでしょうか。

渡辺委員

個別の課題に対しては、それぞれのワーキングチームが提言で纏めたり、必要な施策の方向性や、現場の繋がりだけでは打開できない課題がある等課題や要望を纏めることはあると思いますが、全般に対し国レベルに向かって県の自立支援協議会としてどうしていくかまでは、まだ動けていないのが現状です。

障害福祉課 林補佐

自立支援法廃止の後の新たな仕組みが検討されていますが、現在のところ全然見えない状況です。(情報)出てきた段階で、それを見ながら必要なことは要望していきたいし、またその際に自立支援協議会から必要な意見などがあれば、県として斟酌して要望していきたいと考えています。

渡辺委員

今、民主党政権に変わって障害者施策改革推進会議が設置され、7月に概略を纏めることになっています。公表されている報告では、今まで外野で論議されていた内容が中心になって議論されていると感じています。例えば特別支援教育を巡っても、学校教育法が一番の根幹にあって、その振り分けで、交流等といった仕組みではなく、権利条約がまずあって、統合、まず一緒にその上での選択といった仕組みに根本から変えるべきであると言った議論など。これを本当に実現しようと思えば、権利条約をベースにした劇的な転換になるので、現政権の強さ等も考慮すると、どこまで実現するのか分からないが、我々としてもこれが正しいということ年全国から声をあげていかないと腰砕けになってしまう、挫折しかねないのが今の現状だと思います。

大久保委員

人材育成について、特に地域の認定審査会委員のスキル、北と南で非常に格差がでている状況があります。それによって対象となる利用者のサービスに差がでできます。県でも研修会の開催もされているが、情報が流れてこない。特に委員に医師がいると、医師の意見が主導になりがちです。医師は介護保険モデルでご判断されています。自立支援法廃止であれば、障害程度区分を廃止されるとの噂もありますが、当面は自立支援法で継続するわけですから、県にも特に注力していただき、サービスに差がないようにしていただきたいと思います。特に施設入所の方に区分2とか出されたら出ないといけない。行き場のない障害者が出てきます。勉強会、強化を是非やって頂きたいと思います。

渡辺委員

是非、一緒にお願いします。

梅田委員

生活部会で、「医療的ケアのネットワークづくり」をご説明いただきましたが、施設への医療的ケアの取組について、詳しくご説明をお願いします。

渡辺委員

現状としては重症心身児・者施設が、東大寺整肢園と、バルツアの2つがありますが 福祉施設ですが「病院」の位置づけであり、ここが医療的ケアの最終拠点というのが本来であるが、地域の支援が足りないのでそこに集中してしまう。最もシビアなのがショートステイで、受けられない。普段支援に関わっていない人で医療的ケアの必要な人は受け入れられない。それぞれの窓口になっている人たちは、切迫した相談を受けるが解決できない。在宅に対する地域での支援を強化して、ネットワークで最終的な医療支援の拠点として機能するような仕組みにしないと、パンクして全てが駄目になってしまう。ワーキングではそのような印象を受けました。

梅田委員

重症心身障害児・者施設以外のサービス事業所も、そのような医療的ケアを必要とされる人を受け入れることができるのでしょうか。

渡辺委員

いまワーキングで集まってもらっている事業所は、東大寺整肢園を除くと全てホームヘルプの事業所です。医療的ケアが必要な人に対して在宅で支援する、その場合にご家族でみるのが前提になる支援なのです。

医療行為については法的に整備が進んでいないので、グレーゾーンの中をお母さんや医師が協力しながら、リスクを背負いながら実施しているのが現状です。ホームヘルプの事業所が医療的ケアも含めて関わっていくためには、それを支援するバックアップ機能があまりにも無さすぎて、ホームヘルプの事業所はいつも瀬戸際で仕事しているのが現状だと思います。

梅田委員

特別支援学校も医療的ケアの係わっている部分がありますので、可・不可については悩むところです。同じようなところで考えていけないという思いです。ありがとうございます。

渡辺委員

議題4、新たな地域課題に対する取組について、各委員から説明をお願いします。質疑応答は最後に纏めますので、ご協力をお願いします。

小島委員、お願いします。

小島委員

(「資料 平成22年度検討対象となる地域課題と県自立支援協議会の対応(案)1」)

今年度の権利擁護については一定の纏めができましたので、就労支援部会を来年度どう進めるかという提案です。

奈良県における障害者の就労促進について、県では障害者計画の策定がなされますが、次回の見直しに向けて県として何ができるのか、何をしていかなければならないのか、他府県でも新たな取り組みがなされていますので、参考にしながら、県としてさらに新たな取り組みとして、部会の中で、今後の就労促進に向けての取組について、一定の案を作っていきたい、以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では続いて自立支援協議会の活性化について、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

(「資料 平成22年度検討対象となる地域課題と県自立支援協議会の対応(案)2」)

先ほど西和圏域における報告でもお話したとおり、マニュアルもある、研修も受けた でもなんか身体にあっていない服を着せられているといった状況が、自立支援協議会の運営状況としてあるのかなと思います。

その中で、県内の自立支援協議会の活動報告を受けたりしながら、それぞれの行政機関と連携をとってどのように活動していけばよいか等活動のヒントを得たり、仕組みを参考にしたりできるように、県内の自立支援協議会のネットワーク会議を開催できれば、その目的が達成できるのではないかと思います。検討のきっかけとして、「うまくいってる事例は必要ない、失敗も苦労もしながらこうしている事例を」というニーズも委員から挙がっていて、そういった意味でもネットワーク会議を開催できれば活性化につながるのではないかと考えています。今年度開催に向けて事務局会議でも検討をしていましたが、ずれ込んでいます。引き続き県の事務局会議や運営委員会で継続検討して、来年度是非開催したいと考えています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では障害者の虐待防止に関する法的整備について、山岡委員、お願いします。

山岡委員

(「資料 平成22年度検討対象となる地域課題と県自立支援協議会の対応(案)3」)

大橋製作所の事件以外にも、様々な情報入ってきていて、就労部会では住み込みで働いておられる方の権利擁護システム、チーム対応という部分では検討・改善されているのですが、虐待の有無、事実関係を直ぐに把握することが難しいということに直面していることから、法的な整備と役割明確化を検討する必要があります。ここでは提案として、新規ワーキングの設置と書かせてもらっていますが、様々な問題が絡み合っていると思いますので、今後また事務局会議で継続して検討したいと思っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では引き続いて村山委員に2つ、お願いします。

村山委員

(「資料 平成22年度検討対象となる地域課題と県自立支援協議会の対応(案)4」)

事例からの課題ですが、中学生で、統合失調症の疑いがある方が不登校になっている。学校に行きたいが過ごすことができない、学齢期の精神障害に対する診断可能な医師が少ないということもありますが、同じような人が他にも大勢いると言われています。

学齢期の精神障害をどのようにサポートしていくかを、学校や教育委員会、医療機関、保健所と合同でケア会議を開催していますが、学校に配置されている特別支援コーディネーターでも心的なしんどさを抱えている人に対する支援が難しいという状況を変えていくために、現状、生活部会と精神障害者プロジェクトチームがありますが、新規にワーキングチームを設置して、今後これを協議していきたいと思っています。

(「資料 平成22年度検討対象となる地域課題と県自立支援協議会の対応(案)5」)

ほっと支援戦略プランの一つ、相談支援事業所が一カ所に集まって圏域全体をフォローするということになっていますが、実際に市町村委託事業所などでは地域自立支援協議会の核となっている場合がたくさんあります。

それでは一方で一カ所に集めるのが果たして効果的かどうかは問題があるのですが、そうではなく、例えば委託相談支援事業所がオーバーワークになっているとか、指定相談支援事業所で働くことができない等の人が、拠点にすれば解決できるといった仕組みに変えることが必要ではないかと思いますが、場所がなかなか見つからない。それと拠点に入る相談支援事業所が、家賃などを委託費から捻出するのは難しく、県などの空き施設を無償貸与してもらえればセンターの実現性が高くなるということで、来年度も引き続き、県、圏域マネージャー、圏域市町村と調整して進めていきたいと思っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。では行動障害のある方への支援について、喜多委員、お願いします。

喜多委員

(「資料 平成22年度検討対象となる地域課題と県自立支援協議会の対応(案)6」)

このテーマは行動障害の方の現状として、家庭で見ることができるか、難しくなれば医療に頼らざるを得ず、精神科病院への対応になっているケースを多く聞きます。

中間的に福祉的に受けるところがないことがそもそもの原因である。行動障害の方はひとくりにできず、基礎的に自閉症があって二次障害で強度行動障害となっていたり、人格障害系の方が強度行動障害にな

っていたり等、原因は様々であるが、多くの方が自閉症を伴っているのが共通しています。そこから取り組みを行わないといけないと思っています。県下に自閉症に特化した福祉的な施設、またこれに代わる拠点になっていくところがないことが、課題としてあげられると思います。

まずは既存事業所や施設関係の方が集まって、自閉症の支援者レベルで点検的なネットワークであるとか、研修会の企画運営していくといった試みが必要と思っています。

発達障害者支援センターでいあ～が行っていますトレーニングセミナー、ペアレントトレーニング等、まだまだ充分でなく、でいあ～自身が抱えている課題として、相談で手が回らなくて対応しきれない状況もあるので、全県的課題としてとらえ、人材育成部会と検討を重ねながら進めていく必要があると思っています。その上で、家族が緊急時に対応できるようなショートステイの受け皿、受け入れ体制ということを考えていく必要があると思います。さらに医療的ケアが必要な方もいらっしゃるので、医療と福祉の充分な連携と支援体制の構築を考える機会が当然必要かなと思っています。以上です。

渡辺委員

ありがとうございます。いろいろ意見があって論議が必要と思いますが、次の自立支援協議会の機能強化の提案を受けて、その後まとめて質疑応答と意見交換したいと思います。議題5、県自立支援協議会の機能強化について、事務局から提案をお願いします。

障害福祉課 井勝係長

(「平成21年度年間活動報告書 奈良県自立支援協議会」2～3ページ)

大きく分けて2点ございます。1つめは自立支援協議会の開催について、日程を決めて定例的に開催したいということ、2つめは部会とワーキングの関係を明確に整理したいということです。

まず自立支援協議会の定例的な開催についてですが、事務局会議と運営委員会を、年間を通して開催回数を決めて、定期的で開催していくことで、地域で挙がってきたような課題を、できるだけ迅速かつリアルタイムに自立支援協議会にも反映させていきたいと思っています。そのための提案として、22年度については、毎月第3水曜日の午前、もしこの日が祝日であれば翌日の木曜日ということになりますが、このときに事務局会議を開催することとしたいと思っています。

運営委員会については、6月、9月、12月及び翌3月の四半期毎に1回開催する、こちらは第3水曜日の午後としてはどうかと思っています。こうすることで事務局と自立支援協議会、事務局や運営委員会を通じて県自立支援協議会に、検討すべき課題ができるだけ迅速に挙げていくことができる、事前に日程を決めておくことで、出席いただける委員の日程調整が容易になるのではないかと考えています。これまでですと、事務局会議や運営委員会を開催する必要がある場合、そこからの日程調整ということになり、日程調整が困難となりますので、このように改善したいと考えています。県自立支援協議会全体会は、年2回、1回目は4月(若しくは5月)、2回目は活動の中間的な報告としまして10月を予定しています。

2つめの部会とワーキングの関係ですが、21年度については課題に対して、迅速に且つ柔軟に対応できるよう、部会よりもワーキングを主に活動を行ってきましたが、その結果部会とワーキングの関係が分かりにくくなりました。

そこで提案ですが、各ワーキングが属する部会を明確にしておきます。その上で各ワーキングの検討状況については、部会長が定期的に把握していただきたいと思っています。必ずしも部会の開催ということではなく、ワーキングの検討状況をメール等の方法でも構いません。

ワーキングについては、迅速な対応という意味から、もちろん課題によりますが、なるべく1つのテーマに対して、3ヶ月単位を目標として、何らかの結論等を出すということで進めていくことし、適宜解消または新たな課題に対して新設するなどして、人なりパワーなりを集中させていければと思っています。

定例で開催するとした事務局会議についても、形骸化しないよう、事前に課題や資料を委員からご提出いただくようご協力していただくとともに、議題がなければ開催しないこともあり得るということにしたい、また逆に緊急性があれば、その必要に応じ、随時開催したいと思っています。

渡辺委員

ありがとうございます。このような機能強化が課題になるというのは、委員は様々なことを兼ねながらやっている、本当に忙しい人の集まりだと思うのです。奈良県ケアマネジメント推進委員会から数えると7,8年になると思うのですが、計画的にやっていかないと現状に流されてしまいがちで、なかなか機能しない。これを仕組みとして作ることで、最低限のベースを確保しよう、と。

もう1つは圏域マネージャーができたというこの奈良県の取り組みは、自立支援法最も誇るべき事業であるが、課題を全部ふられてしまう、抱え込んでしまう、というような本末転倒なことも起こりかかっていると思います。圏域マネージャーの役割は、本来は困難ケースに対して直接的な支援を行うのではなく、相談支援事業所や地域の資源開発をコーディネートしていく、バックアップしていくことであるが、結局どこも受け皿がない、どの制度にも当てはまらない、そして圏域マネージャーが抱え込んでしまう、この現状打開していくためには、組織的な整理があって、組織的な場で論議しながらやっていく仕組みを強化していかないと、結局結論に結びつかないという危惧があって、この提案を出されたんだと思います。

では全ての報告が終わりましたので、これまでの内容全てに対して意見交換としたいと思います。

山岡委員

事務局からの提案について、役割の明確化の部分で、部会長は奈良圏域代表及び圏域代表が兼務しないとなっているが、現在自分は人材育成部会長ですし、小島委員は就労教育部会長であるので、どうなるのでしょうか。

障害福祉課 井勝係長

表現が足らず申し訳ありません。就労教育部会と人材育成部会のこれまでの活動を振り返りますと、部会とワーキングがほぼイコールになっています。その一方で生活部会のように、属するワーキングがかなり個々専門の課題を取り扱っているという場合もあります。ここでの提案としては、圏域マネージャーの業務も大変になってきているので、部会とそれに属するワーキングを明確にして、且つ部会の部会長まで圏域マネージャーが務めて、複数あるワーキングの現状を取り纏めるとなると、負担が重いのではないかと考えました。必ずしも兼務してはいけないものでなく、ワーキングが少なく、また部会とほぼ一体的に動いているなど、圏域マネージャーが部会長となっても、極めて重い負担にならないのであれば、必要に応じて兼務していただきたいと考えています。

渡辺委員

部会長がワーキングの長をかねると、忙しかった場合に後者が動かなくなってしまう。ケース・バイ・ケースで事務局と協議しながら進めていけばよいと思います。

野澤委員

労働局としては、平成22年度の取り組みとして、従来から3障害の就労支援に力を入れているのですが、今後、これに加え、発達障害、高次脳機能障害および難病の方などの就労支援を始めていきたいと思っています。難病の方については、ご承知のように、郡山保健所内に支援センターがあるのですが、平成21年度に就労支援をしていくということで立ち上げられています。先般センターでアンケート調査を実施され、分析と今後どうしていこうかを22年度取り組んでいきたいということで、局としてもどういことができるのか一緒に考えていきたいと思っています。

自立支援協議会に関して、障害者自立支援法が無くなることを受け、そのあとどのような体系に移行していくのか、中央レベルで案はあるだろうが、地方レベルには情報が降りてきていません。今後は県障害福祉課と調整しながら動いていきたいと思っています。私は今年度、在職障害者の権利擁護ワーキングチームとして参加させていただいたが、22年度も引き続きよろしく願います。

和泉委員

ずっとお聞きしていると、それぞれ地域の自立支援協議会をどう活性化していくかは大きな課題になっていると思いますが、自立支援協議会が開かれたものなので、山添と十津川などのように、交流していくことも大事であると思いました。

渡辺委員

山岡委員の報告にもあるように、1月以降に県下で虐待事件が2件新聞報道されています。両方とも企業がらみで、1件は親戚のおばちゃんに成年後見されていて、会社の運転資金へ7,800万円横領したのも、もう1件は靴下工場に働いていた人が交通事故に遭って、その保険金を横領され、さらに賃金も受け取ってなかったというもの。恐らくこういった事件はこれからも表面化してくるのではないかと思います。

要因としては、善意であったり、それぞれの理由であったりして抱えていた障害者を、経営が悪化していく、特に地場産業が崩壊していく過程の中で支えきれなくなってきたり、一線を越えてしまうといったものでないかという気がします。状況が同じですから、これからも起こりうる。

虐待防止法について、何度か国会へ上程されているが、本当に役に立つものかどうか議論していく必要があると思います。それだけではなくて、障害程度区分が廃止されるであるとか、市が中心となった評価で、実際の支援が必要とされていることと違う方向にいくとか、介護保険制度との統合は止めたということですが、この先のステップをどう作っていくのか等、本当にこれからという状況だと思うのです。

国の施策推進会議は障害を持つ当事者が過半を占めていて、当事者の声を中心に制度設計をし直すという立場にあるので、自分たちが直面している状況については、市町村レベルでも政策提言してほしいし、県レベルでもそれを纏めていきたいし、それを県から国に対して提案してもらおうということは、ここ1~2年は重要な役割になるのではないかと思います。

田ノ岡委員

活動方針案の中に、病院施設に入院している人の地域移行の推進というのがありますが、県から国のほうにお願いして欲しいって思っています。生存権ということで、生活保護のほうはどうしても優遇されています。地域へ返すのなら、働けない人もいるわけだから、生活保護と同等の年金にするなどの優遇措置が必要だと思えます。

それと精神障害者の住宅の確保、消防法の絡みですが、奈良県内でも各消防署で見解が異なりますので、統一できないかということ。またグループホームについてはスプリンクラー設置に関する平米数の問題、100㎡ではグループホームができないので、要望としてあげていただきたいと思えます。

渡辺委員

両方とも制度の壁が越えられないから進まない問題だと思います。地域移行については、安心して暮らせる仕組みがないところに地域移行は言えないし、実際にも進まないと思えます。受け入れ側と、地域移行させる側が協力してやれるような基盤、仕組みづくりは必須の課題かなと思えます。

時間も参りました。熱心な討論ありがとうございました。

最後になりましたが、南和圏域マネージャーとして協議会委員を務めて頂いた喜多委員が、圏域マネージャーを辞めることになりました。一言頂きたいと思えます。

喜多委員

平成18年からほぼ4年間、圏域マネージャーとして活動させていただきました。まだまだ目標達成には至らない部分があり、半ばでの交代ということになり、自分自身としても中途半端な部分もあったことは自身の力不足かなと思っており、お詫び申し上げます。

個人としてはこの期間で、多くの人の出会いから多くのことを学ぶ機会を与えていただき、大変感謝しています。この経験を活かして、今後は圏域マネージャーとしてではなく、別の立場からになりますが、奈良

や南和地域で暮らす方の地域福祉に広くご協力させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

渡辺委員

では事務局に返します。

障害福祉課 林補佐

本日は熱心なご討議をいただきありがとうございました。ご意見を聞いておまして、地域自立支援協議会のネットワーク化であるとか、実態把握であるとか、現状がどうなっていてこれからどうすべきなのか、県の協議会も含めてこれからしっかり議論していかなければならないと感じているところです。皆様にもご協力よろしくお願いします。

ありがとうございました。